



栃木県公報

令和8(2026)年
6月12日(金)
号 外
第 35 号

目 次

選挙管理委員会

○那須町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………	1
○那須町議会議員補欠選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………	53

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第28号

令和8年3月22日執行の那須町長選挙における当選の効力に関し、栃木県那須郡那須町 若松進一 及び栃木県那須郡那須町 白井学 から提起された審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和8(2026)年6月12日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男
裁 決 書

栃木県那須郡那須町
審査申立人 若松 進一
栃木県那須郡那須町
審査申立人 白井 学

審査申立人若松進一（以下「若松申立人」という。）から令和8年4月8日付けで、審査申立人白井学（以下「白井申立人」という。）から令和8年5月14日付けで提起された令和8年3月22日執行の那須町長選挙（以下「町長選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、栃木県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

那須町長選挙における当選の効力に関する異議の申出について、那須町選挙管理委員会が令和8年4月7日付けで行った棄却の決定及び令和8年4月23日付けで行った棄却の決定を取り消す。

那須町長選挙における当選人平山幸宏の当選を無効とする。

第1 審査の申立ての趣旨及び理由

- 若松申立人からの審査の申立て（以下「審査申立て1」という。）の趣旨及び理由
若松申立人は、町長選挙における当選人平山幸宏（以下「平山候補」という。）の当選の効力に関する異議の申出について、那須町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が令和8年4月7日付けで行った上記異議の申出を棄却する決定（以下「原決定1」という。）を不服として、県委員会に対し、原決定1の取消しを求めるとともに、平山候補の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てた。
理由を要約すれば、次のとおりである。
 - 異議の申出を受けて町委員会が令和8年4月5日に投票を再開披し調査点検（以下「町開披調査」という。）した際、平山候補の有効票の中に、候補者以外の氏名の記載があることを確認し、その場で無効であると異議を申し立てたが、覆らなかった。
 - 町長選挙に立候補した小山田典之（以下「小山田候補」という。）の投票の中に、同じく候補者以外の氏名の記載があることを確認したが、その投票は無効として取り扱われた。
 - 県委員会に、公平性と透明性に基づいた公正な判断を強く求め、全ての投票用紙の中で、平山候補の有効票の審査と無効票の審査を求める。
- 白井申立人からの審査の申立て（以下「審査申立て2」という。）の趣旨及び理由
白井申立人は、町長選挙における平山候補の当選の効力に関する異議の申出について、町委員会が令和8年4月23日付けで行った上記異議の申出を棄却する決定（以下「原決定2」という。）を不服として、県委員会に対し、原決定2の取消しを求めるとともに、平山候補の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てた。
理由を要約すれば、次のとおりである。
 - 町長選挙と同日に執行された那須町議会議員補欠選挙（以下「補欠選挙」という。）の当選人加藤真理

(以下「加藤候補」という。)の選挙運動用ポスターに「那須町長選挙は平山ゆきひろに!!」との文言が表示され、それが投開票日まで掲示されていたことは違法ではないか。

- (2) 平山候補の選挙運動用自動車を用いて平山候補と加藤候補が相互に投票の呼びかけをしていたことは違法な選挙運動に該当するのではないか。
- (3) この違法な選挙運動により、公正な選挙が害されたのではないか。

3 審理の併合

審査申立て1、審査申立て2はいずれも、令和8年3月22日に執行された町長選挙の当選の効力について、町委員会が行った決定の取り消しと平山候補の当選を無効とする裁決を求め、県委員会に審査を申し立てたものであり、それぞれの申立人が主張する理由は異なるものの、同一選挙の同一候補者の当選の効力にかかるものであることから、判断を統一するとともに、迅速かつ効率的な審理のため、公職選挙法（以下「法」という。）第216条第2項で準用する行政不服審査法（以下「行審法」という。）第39条に基づき、これらを併合して審理することとした。

第2 審査の申立ての経緯など

1 審査申立て1の経緯等について

若松申立人は、町長選挙の当選の効力について平山候補の当選を無効とする旨の決定を求めて、令和8年3月23日付けで町委員会に異議を申し出た。

町委員会は、すべての投票の開披調査を行うことを令和8年3月26日に決定し、同年4月5日に実施した。その結果、小山田候補の得票数が2票減じ、無効投票数が2票増となる変動が生じたものの、平山候補の得票数が小山田候補を3票上回ったことから、当選を無効とする理由はないとして、同年4月7日に異議の申出を棄却した。

2 審査申立て2の経緯等について

白井申立人は、令和8年4月3日付けで町長選挙の効力について異議を申し出たが、町委員会は白井申立人に申出の趣旨を確認したうえで申出内容の補正を求め、白井申立人はこれに応じ、同年4月8日、当該異議申出書を町長選挙の当選の効力について平山候補の当選を無効とする旨に補正した。

町委員会は、補正後の異議の申出にかかる内容を審議し、当選を無効とする理由はないとして、同年4月23日に異議の申出を棄却した。

第3 審理の経過について

県委員会は、審査申立て1及び審査申立て2を適法なもの認め、審査申立て1を令和8年4月8日に、審査申立て2を同年5月14日に受理した。

審理に当たっては、法第216条第2項において準用する行審法の各規定に基づき、利害関係人の審理への参加を求めるとともに、町委員会に弁明書の提出を求め、当該弁明書を申立人に送付し反論書を提出する機会を付与し、さらに、町委員会等に対して物件の提出を求め、書面により質問するなど、以下のとおり審理を進めた。

なお、審査申立て1、審査申立て2が県委員会に提出された時期に1か月以上の乖離があったことから、審理の遅延を避けるため、利害関係人の審理への参加要求、弁明書の提出要求、反論書又は意見書の提出機会の付与、物件提出要求及び質問については、審理手続きを併合することなく、申立てごとに手続きを進めた。

1 利害関係人の参加

(1) 審査申立て1

町長選挙の候補者の平山候補、小山田候補、笠間信一郎（以下「笠間候補」という。）に審理手続への参加を求めた。なお、平山候補からは、令和8年4月22日に平山賀崇（以下「平山代理人」という。）を代理人と定める旨の委任状が提出された。

(2) 審査申立て2

町長選挙の候補者の平山候補、補欠選挙の候補者の加藤候補に審理手続への参加を求めた。

2 弁明書、反論書、物件の提出、書面による質問など

(1) 審査申立て1

4月8日 若松申立人から審査申立書を受領

4月15日 町委員会に弁明書、物件①(選挙の記録、会議録など)の提出を要求

4月21日 町委員会から弁明書、物件①を受領

同日 若松申立人及び参加人に弁明書を送付し、反論書又は意見書の提出の機会を付与

4月30日 若松申立人から反論書を受領、5月7日に町委員会及び参加人に送付

5月7日 町委員会に物件②(投票用紙)の提出を要求

5月12日 那須町総務課(以下「町総務課」という。)に物件③(那須町副町長(以下「副町長」という。)の経歴など)の提出を要求

- 5月16日 町委員会から物件②を受領
- 同日 若松申立人、平山代理人、小山田候補から口頭意見陳述の意向はない旨を確認
- 5月21日 町総務課から物件③を受領
- 5月25日 町委員会に選挙人名簿登録者について質問
- 5月26日 町委員会から質問への回答(選挙人名簿登録者について)を受領
- 5月29日 町総務課に副町長の経歴等にかかる追加物件④の提出を要求
- 6月2日 町総務課から物件④を受領

(2) 審査申立て2

- 5月14日 白井申立人から審査申立書を受領
- 5月21日 町委員会に弁明書、物件(会議録、ポスター関連資料など)の提出を要求
- 同日 町委員会に平山候補及び加藤候補の選挙運動について質問
- 同日 白井申立人に加藤候補と平山候補の相互応援にかかる物件の提出を要求し、あわせて、それについて質問
- 同日 平山候補に選挙運動用自動車にかかる物件の提出を要求し、あわせて、それについて質問
- 同日 加藤候補に選挙運動用自動車及びポスターにかかる物件の提出を要求し、あわせて、それについて質問
- 5月26日 町委員会から弁明書、物件、質問への回答を受領
- 5月27日 白井申立人及び参加人に弁明書を送付し、反論書又は意見書の提出の機会を付与
- 同日 白井申立人に口頭意見陳述の意向はない旨を確認
- 同日 白井申立人から物件及び質問への回答を受領
- 5月28日 平山候補から物件及び質問への回答を受領
- 6月1日 白井申立人から反論書を受領し、6月5日に町委員会及び参加人に送付
- 6月2日 加藤候補から物件及び質問書への回答を受領

(3) 県委員会の主な審議の経過

- 4月15日 審査申立て1の処理方針を決定
- 5月16日 開披調査(以下「県開披調査」という。)を実施、投票の効力に疑義があるもの(以下「疑義票」という。)を広く抽出
- 5月19日 審査申立て2の処理方針を決定、疑義票を類型ごとに分類
- 5月28日 疑義票の効力を審議
- 6月3日 疑義票の効力及び裁決骨子の審議
- 6月11日 疑義票の効力及び裁決の審議

3 県開披調査の実施

町長選挙の当選人と次点候補者の得票数が僅差であり、原決定1において得票数の変動がみられたことから、県委員会は、町長選挙の当選人を確定するには、すべての投票の開披調査が必要と判断し、令和8年5月16日、若松申立人、平山代理人、小山田候補を立会人として、職権により県開披調査を実施した。

(1) 県開披調査の基本的考え方

調査にあたっては、選挙人の投票意思を正確に把握するとともに、選挙人及び候補者への説明責任を十分に果たすため、疑義票を広く抽出することとした。

加えて、申立人及び利害関係人に調査への立会を求め、すべての投票の閲覧を認めるとともに、疑義票の抽出について意見を申し出る機会を付与することにより、調査の透明性と納得性が確保されるよう配慮した。

(2) 具体的実施方法

ア 疑義票抽出の考え方

下記の①～③に該当する投票を「明らかな有効票」とし、白紙の投票や候補者の氏名と全く関係のない記載がされている投票を「明らかな無効票」とし、それら以外の投票を「疑義票」として抽出することとした。

- ① 通称(氏名)が漢字又はひらがな(カタカナ)で正確に記載されている投票
- ② 氏のみ又は名のみ記載であっても、漢字又はひらがな(カタカナ)で正確に記載されている投票
- ③ 通称(氏名)の漢字部分の全部又は一部がひらがな(カタカナ)で記載されているものについては、その読みが正確な投票

イ 疑義票抽出の手順

県委員会の委員長及び書記長の指揮のもと、専任書記及び併任書記24名により、以下の手順により県開披調査を行い、同日9時に開始し同日18時57分に終了した。

- ① 町委員会から提出された、投票が梱包された箱を、町委員会、立会人の確認のもとで開梱し、すべ

ての投票を取り出した。

- ② 町開披調査で有効とされた投票は、県委員会の併任書記が2人1組となり、町委員会の票箋が付された100票束ごとに枚数を確認し、票箋に記載された枚数と一致することを確認したうえで記載内容を点検し、明らかな有効票とは認められない投票(すなわち疑義票)に付箋を貼付した。この作業を、異なる併任書記の組により票束ごとに2回行ったうえで、専任書記1名が記載内容を点検したのち、すべての投票を立会人に回付し、閲覧したうえで疑義票抽出についての確認を求めた。
- ③ 町開披調査で無効とされた投票は、専任書記2名が記載内容を点検し、明らかな無効票とは認められない投票(すなわち疑義票)に付箋を貼付したのち、上記②と同様に立会人に回付し、確認を求めた。
- ④ 上記②③の確認に当たって立会人から疑義票として抽出すべきとの申し出があった投票については、上記アにかかわらず、すべて疑義票として抽出した。
- ⑤ この結果、次表のとおり、投票総数10,566票のうち790票が疑義票として抽出された。調査結果を確認したのち、県開披調査が適正に行われた証として開披調査録を作成し、県委員会委員長、立会人、町委員会職員が署名するとともに、すべての投票を梱包して調査を終了した。

投票の区分	投票の数
投票総数(選挙録における投票総数10,566票)	10,566票
明らかな有効投票の総数	9,659票
明らかな無効投票の総数	117票
疑義票の総数	790票

第4 町委員会の弁明及び申立人の反論の内容

原決定1及び原決定2について、それぞれ内容を要約すれば、以下のとおりである。

1 原決定1について

(1) 町委員会の弁明の内容

町委員会の決定は、法の規定及び最高裁判所(以下「最高裁」という。)の確立した判例(以下「最高裁判例」という。)に照らし、適法かつ正当であり、本件決定に違法又は不当な点はない。また、小山田候補の投票の取扱いについても、それぞれに適法な根拠があり、町委員会の判断に誤りはないことから、申立ては棄却されるべきである。

(2) 若松申立人の反論の内容

町委員会の決定は、平山候補に関連する投票については「誤記」として広く有効票とする一方で、小山田候補に関連する投票については「混記」や「他事記載」の規定を厳格に適用し無効票とするなど、公正さを欠くものである。県委員会には、すべての投票を同一の基準で、公正な審査のもと公平な評価で、真の民意を反映した裁決を求める。

2 原決定2について

(1) 町委員会の弁明の内容

町委員会の決定は、法の規定及び過去の裁判例に照らして適法かつ正当であり、本件決定に違法又は不当な点はない。申立人が主張する、違法性が疑われる選挙運動が公正な選挙を害するものであったかの確認については、町委員会において審理判断する権限がない。また、町委員会の異議申出内容の補正の依頼は適法かつ適正な手続きにより行われ、申立人の申出の趣旨を真意と異なる形に補正するよう求めた事実はない。

(2) 白井申立人の反論の内容

申立人は、町長選挙及び補欠選挙において選挙運動として行われた各行為の適法性について、町委員会の判断を求めて、当選無効の異議申出を行ったものである。町委員会は補正後の異議申出書の形式のみを重視し、求めていた事項についての判断がなされておらず、審理が尽くされていない町委員会の決定は取り消されるべきである。

第5 県委員会が認定した事実と判断

1 疑義票の類型化

疑義票の効力は、個々の投票ごとに判断することはいうまでもないが、790票もの多種多様な疑義票の判断にあたっては、疑義の要素が類似するものについて整合性をとるとともに、町長選挙における疑義票の全体的な傾向にも留意する必要がある。

このため、投票の効力の判断基準となる法の規定や過去の判例に即して疑義票を分類し、類型化したところ、下記の15類型となった。分類結果の概要、類型ごとの疑義票の一覧は別添資料1、2のとおりである。

- ・類型1 平山候補又は小山田候補の氏が正確に記載され、それぞれの名が逆順に記載された投票 39票
- ・類型2 平山候補又は小山田候補の氏が正確に記載され、名の部分に相手候補の名が正確に記載され

た投票及びこれに準じる投票 16票

- ・類型3 平山候補又は小山田候補の氏及び名の前半2文字までが正確に記載され、名の後半2文字が相手候補の名に使われている文字となっている投票 6票
- ・類型4 氏又は名の記載はいずれの候補者にも一致しないが、平山候補及び小山田候補の氏又は名を構成する文字により構成されている投票 1票
- ・類型5 名と思われる記載は候補者のいずれにも一致しないが、平山候補及び小山田候補の名を構成する文字により構成されている投票 1票
- ・類型6 同日に執行された補欠選挙候補者の氏又は名と混記がみられる投票 3票
- ・類型7 平山候補又は小山田候補の氏名が正確に記載されているが、他事が記載された投票 2票
- ・類型8 他事(敬称、句読点、ふりがななど)が記載された投票 70票
- ・類型9 平山候補又は小山田候補の氏が正確に記載されているが、名に一部誤記又は脱字がみられる投票 71票
- ・類型10 平山候補又は小山田候補の名が正確に記載され、それぞれの氏の記載に誤記又は脱字がみられる投票 22票
- ・類型11 一度書いた文字を訂正した上で、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名を正確に記載した投票 179票
- ・類型12 くずし字、悪筆、乱筆だが、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名が正確に記載されていると判読しうる投票 246票
- ・類型13 笠間候補の氏名の一部に誤記などがみられる投票 9票
- ・類型14 判読不能などその他の投票 4票
- ・類型15 平山候補又は小山田候補の氏又は名が正確に記載されている投票 121票

2 疑義票の効力の判断基準

投票の有効性の判断基準として、法第67条は「法第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定し、法第68条第1項では無効とする投票として8項目を列挙しているが、そのうち、町長選挙における疑義票の判断において特に問題となるのは、次の3項目と考えられるため、以下で、それぞれについて判断の基準とすべき最高裁判例等の考え方と事例を概観する。

- ・第2号 公職の候補者でない者(略)の氏名を記載したもの(いわゆる別人投票)
- ・第6号 公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。(いわゆる他事記載)
- ・第8号 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの(いわゆる混記投票、判読不能票など)

(1) 投票の効力を判断するにあたっての基本的考え方

投票の効力を判断する基本的考え方について、最高裁判例の判旨を概括すると、投票の記載文字が常に正確であることは期待できないから、文字に誤りがあっても、「その記載自体から選挙人の意思を明認できる場合には、その意思を尊重して有効票とすることが、選挙を基調とする代表制民主政治の根本理念」であるとされている。

また、選挙人の投票意思の認定にあたっては、「その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではない」が、「投票の記載によっては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを特定の候補者の得票と解するような判定の仕方にはわかに容認しがたい」ともされている。

ア 昭和23年7月13日最高裁判決

投票の記載文字が常に正確であることは到底期待し得ないことであつて、記載された文字が不明確であり、或は正しい文字に比して字劃に誤りがあつても選挙人が何人を選挙しようとするかの意思があらはれている場合は、その意思を尊重してこれを有効な投票としなければならない。

イ 昭和25年7月6日最高裁判決

投票は何人かを選挙しようとする選挙人の意思を表現しようとする手段であるから、たとひ投票に記された文字に誤字、脱字があり又は明確を欠く点があつても、その記された文字の全体的考察によつて当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、すべての選挙を基調とする代表制民主主義政治の根本理念に合致するものと言うべきである。

すなわち、法律の要求する選挙人の書名能力は、必ずしも候補者の氏名を正確に書き得る能力ではなくして、文字をもつて特定の人を選挙する意思を表現する能力をもつて足るものと解すべきである。

ウ 昭和31年2月3日最高裁判決

候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であつても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき。

エ 昭和42年9月12日最高裁判決

投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。

選挙人の投票意思の認定にあつては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもって、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。

投票の記載によっては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方はにわかには容認しがたい。

(2) 別人投票の判断基準

候補者氏名の誤記として有効か、候補者ではない別人への投票として無効か、が争われた裁判の判旨を概括すると、「投票に記載された氏名に合致する実在の人物が、選挙が行われた地域において、選挙人があえてその氏名を記載するほどに著名であるかどうか」に帰着する問題であり、記載された氏名に合致する実在の人物が存在したとしても一律的に無効となるものではなく、具体的事案に即して判断すべきとされている。

ア 誤記投票として有効と判断された判例

① 農業委員選挙の事例（昭和31年2月3日最高裁判決）

別人は公職についたことも、立候補したことも一度もなく、わずかな畑の耕作の傍ら失業対策の日雇いに出ていたが、一家の生計を支えるに十分でなく生活扶助を受けていた事例

② 市長選挙の事例（昭和31年7月12日仙台高等裁判所（以下「高裁」という。）判決）

別人は候補者の息子であり、地方新聞社を経営しているが、有名人ではなく、公職についたことも立候補したこともない一方、候補者は、政治的、行政的にも活躍し、公職にもつき、地方的有名人である事例

③ 市議会議員選挙の事例（昭和48年9月26日名古屋高裁判決）

別人は鉄工所、建設会社、あるいはタクシーの運転手などをして稼働しており、立候補したり、その他の公職についたりしたことは全くなく、いわゆる社会的な知名度の低い人物である事例

イ 別人投票として無効と判断された判例

① 県議会議員選挙の事例（昭和32年3月5日最高裁判決）

別人は小学校教員、わら工品等の販売業をなした後、新聞販売業に転じ、また、町議会議員に当選し、衆議院議員の選挙運動に関係するなど、その名が相当知られている事例

② 町議会議員選挙の事例（昭和31年2月22日広島高裁判決）

別人は候補者の弟であり、議員としての経歴はないが、建設業者等としての活動から、候補者と相並んで町民の間に広く知られ双方とも著名な人物である事例

③ 県議会議員選挙の事例（昭和35年3月10日東京高裁判決）

別人は候補者の兄弟であり、かつ、地域で相当に名を知られており、立候補経験もあるなど、候補者と別人であることの認識が相当に普及されていたと推認することができる事例

(3) 他事記載及び誤記の訂正の判断基準

判例は、法が他事記載を無効としているのは「記載された他事によって投票者が推知され、秘密投票制が破壊される」ことを防止する趣旨であるとして、「氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性的のものとして無意識的に記載された句読点等」はこれに該当せず、さらに法が無効と規定する他事記載は「符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合」としており、意識的であるか否か、すなわち有意性が判断の基準とされている。

ア 昭和23年7月13日最高裁判決

投票に記載された点、字劃等が正確な文字に比して余分のものである場合に、意識的な記載と認められるならば、これを無効な投票と判断しなければならないけれども、その態様から見て不用意に書かれ、「、」の位置、形状、運筆の順序等から草冠の起点として書いたものであるから、意識的な他事記載とはいえない。

イ 昭和63年6月30日仙台高裁判決

他事記載を無効とする趣旨は、投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符

号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性的のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められない。

ウ 昭和51年6月28日高松高裁判決

投票用紙の候補者氏名欄のほか右欄外に印刷された注意の頭柱数字「二」を「〇」で囲んだものは氏名を記載した下部に慣用的あるいは無意識的に付されることのある「。」、「、」などの記載と異なり、ことさら目立ちやすい印刷された頭柱数字を「〇」で囲む有意的他事記載といわざるを得ない。

(4) 混記投票の判断基準

候補者氏名の誤記として有効か、候補者の何人を記載したかを確認し難く無効か、が争われた裁判の判例を概括すると、「特段の事情がないかぎり、候補者の氏名を混記した投票は、いずれの候補者を記載したかを確認し難いものとして無効」とされているが、候補者の氏名が完全に混記されていたとしても一律的に無効となるのではなく、「選挙人は必ずしも候補者の氏名を記憶しているわけではなく、選挙に際して候補者氏名の掲示、ポスター、新聞紙、演説会等を通じてその氏名を初めて記憶する者も多く、その場合に氏名を誤って記憶し、あるいは二人の候補者氏名を混同して一人の候補者の氏名として記憶することもある場合も十分に想像し得る」から、「二人の候補者氏名を混記したものとして無効とするのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られ、両候補者の氏又は名の類似性、選挙における活動状況、選挙ポスターにおける氏名の記載など選挙における諸事情を勘案して、投票の記載全体を全体的に考察して判断するのが相当」とされている。

なお、過去の判例はいずれも多数の候補者による議員選挙における混記の事例であり、町長選挙のように事実上2人の候補による選挙の事例は見当たらない。

ア 誤記として有効と判断された判例

① 県議会議員選挙の事例（昭和32年9月20日最高裁判決）

候補者中に「石井若三郎」「石川重郎」があり、「石川若三郎」と記載された投票を、両者の氏は類似しているが、名は字数が違い類似性が乏しいから、名の記載により選挙人の意思が特定できるとして「石井若三郎」の有効投票とされた事例

② 市議会議員選挙の事例（平成5年2月18日最高裁判決）

候補者中に「大場康夫」「小林康宏」があり、「大場康宏」と記載された投票を、氏名の4文字中3文字が合致しているとして「大場康夫」の有効投票とされた事例

イ 候補者の何人を記載したかを確認し難いとして無効と判断された判例

① 町議会議員選挙の事例（昭和57年3月4日最高裁判決）

候補者中に「津越幸雄」「北畑正七」があり、「つごししようしち」と記載された投票を、両候補者の氏名に全く関連性がなく、選挙人の意思を特定できないとして無効とされた事例

② 区議会議員選挙の例（平成30年7月25日東京高裁判決）

候補者中に「大森ゆきこ」「木村ひでこ」「くぼ洋子」があり、「大森ひでこ」「大森ようこ」と記載された投票を、いずれの候補者とも氏名の類似性がなく、選挙人の意思を特定できないとして無効とされた事例

(5) 同時選挙における混記投票の判断基準

同時に二つの選挙が行われている場合における混記投票の判断基準について、最高裁（最判昭和25年7月6日）は「どちらの選挙の候補者の氏、名又は氏名にも明確に一致しないが、その何れにも類似する投票は、これを無効とするよりは、それぞれの選挙の投票用紙になされている事実からその投票者の心理を推測尊重し、その記載に類似する氏、名又は氏名を有する候補者に対する有効投票と認めるを相当とする」とし、「選挙人の意思が何人を選挙しようとする趣旨か推測できる限り推測して有効とすべき」としている。

3 町長選挙における特別な事情についての考察

上記2の判断基準において、投票の効力を判断するにあたって「その選挙における特別な事情」を考慮すべきことが示唆されていることから、抽出した疑義票を概観し、町長選挙における「特別な事情」を考察する。

(1) 名の誤記、訂正が多数存在すること

一般的に候補者は選挙運動を通じて自らの氏を強調することが多いから、氏より名の誤記が多く生じる傾向にあり、町長選挙においても、氏の誤記の可能性のある投票が類型10の22票なのに対し、名の誤記の可能性のある投票が類型1～3、9の132票のほか、類型11の誤記訂正した投票76票を加えれば、200票余り確認された。氏の誤記は平山候補関係が3票に対し、小山田候補関係が19票と多く見られた。名についてみると次のような特徴的な傾向がみられた。

類型1～3、9、11をみると、「平山」の氏の次に「ひ」から始まる名が記載された投票は、訂正したものも含め85票、同じく「の」は16票確認された。一方、「小山田」の氏の次に「ゆ」から始まる名が記載された投票は38票、「ひ」は3票確認された。名の誤記の可能性がある投票の中でも、「平山」の氏の次に「ひ」が記載された投票が最も多く、「小山田」の氏の次に「ゆ」が記載された投票が多いことが顕著な特徴である。

(2) その要因として考えられること

町長選挙は、得票数が示すとおり、事実上、平山候補と小山田候補2名による争いであったことを踏まえ、名の誤記、訂正に特徴的な傾向がみられる要因として考えられることを以下に列挙する。

ア 両候補者の名は漢字表記では「幸宏」「典之」と近似性は希薄だが、通称のひらがな表記では「ゆきひろ」と「のりゆき」であり、いずれもひらがな4文字で「ゆき」を共通にし、残る「ひろ」と「のり」についても、「ろ」と「り」の子音がラ行であることや、「ひろ」と「のり」の母音がイとオで共通していることなど、語感（音感）に近似性がある。

イ 両候補者の名を構成する「ゆき」「ひろ」「のり」は、いずれの組み合わせでも一般的にみられる名として成立する。

ウ 那須町（以下「町」という。）の選挙人名簿登録者（令和8年3月16日現在）のうち平山候補の名である「ゆきひろ」は18名と少ないのに対し、逆順の「ひろゆき」は126名と多く、「ひろゆき」の方が町の選挙人にとってなじみのある名である。なお、小山田候補の「のりゆき」は31人、逆順の「ゆきのり」は4人といずれも少ない。

エ 語感（音感）や字形が似た言葉について、脳に蓄積された経験や記憶が影響して無自覚に書き間違ってしまう書字スリップといわれる現象が、特に緊張、疲労した環境下で起きやすいことがよく知られている。

オ 別添資料3のとおり、投票記載台の氏名掲示は、右から「小山田のりゆき」「平山ゆきひろ」の順で隣り合っており、文字数（小山田候補は7文字、平山候補は6文字）に違いのある両候補者の氏名が上下に均等割付され表示されていたことから、平山候補の文字間の空白がやや広く、かつ、名の一文字目がやや上部に表示され、視認性に若干の差があった。

カ 選挙人が多く目にしたであろう選挙運動用ポスターは、平山候補、小山田候補ともに、名の表示は小さく、氏を強調するデザインであった。

4 類型ごとの判断

上記2の判断基準及び3の町長選挙の特別な事情等を踏まえ、以下、類型ごとに投票の効力を判断する。

(1) 類型1

ア 平山候補又は小山田候補の氏が正確に記載され、それぞれの名が逆順に記載された投票が39票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・平山ひろゆき 33票（票番号1～33） 33は「ゆき」を訂正し、ひろゆきと記載したもの
- ・小山田ゆきのり 6票（票番号34～39）
- ・町委員会：有効 県委員会：票番号1～32 34～39は有効 33は無効

イ 「平山ひろゆき」票（票番号1～33）について

平山候補の名を逆順に誤記したものとして有効とするか、実在する副町長の平山浩之（以下「平山副町長」という。）に記載したもの、すなわち別人投票として無効とするかを判断する。

別人投票への該当性は、2(2)によれば、実在する人物が選挙人にとって著名な人物かどうか判断基準となるから、町総務課から提出された平山副町長の経歴、活動実績等をもとに考察する。

まず、平山副町長の経歴をみると、町に隣接する大田原市（旧黒羽町）に居住しており、過去においても町内に居住したことはない。大学卒業後に栃木県職員となり、主に土木行政に従事して定年退職するまで勤務したのち、令和5年4月に副町長に就任し、現在に至っている。

副町長としての活動実績は、主に町役場内での会議、打合せなどであり、町民が参加する対外的な行事への出席は年間20件程度あるものの、その多くは那須町長（以下「町長」という。）と同席しているため自身の発言の機会は少なく、令和7年度についてみると町長代理としてあいさつに立ったのは1回にすぎない。対外的な活動よりも庁内で町長を補佐する役割が主であったと推察される。

また、栃木県職員時代は、地方公務員という立場上、政治活動や選挙運動とは一線を画していたと見受けられ、むろん、これまでに選挙に立候補したことはない。

これらのことから、平山副町長は特別職の公務員としての社会的地位は高いが、その知名度は町の行政関係者にとどまり、広く町の選挙人に著名だったとはいえないし、那須町議会議員を3期、町長を3期務めている平山候補と相並んで選挙人に広く知られているとは到底いえない。

加えて、3に記載のとおり、平山候補への投票とみられる投票に名の一文字目を「ひ」とする誤記又は訂正が多いことを勘案すると、票番号1～32の票は平山候補の名を逆順で誤記したものと考えること

が相当であり、平山候補の有効票と判断する。

ただし、票番号33については、平山候補の正しい通称名の第2字までの「ゆき」と書きかけた文字を抹消したうえで「ひろゆき」と力強く明確に書き直している。その記載を全体的に考察すると、平山候補の氏名を誤記したというよりも、むしろ意識的に、実在する平山副町長の氏名に合致する「平山ひろゆき」を記載したと考えるほうが自然であり、別人投票として無効と判断せざるを得ない。

ウ 「小山田ゆきのり」票（票番号34～39）について

記載された氏名に別人投票への該当性を考慮すべき人物は確認されていないから、小山田候補の名を誤記したのとして小山田候補の有効票と判断する。

(2) 類型2

ア 平山候補又は小山田候補の氏が正確に記載され、名の部分に相手候補の名が正確に記載された投票が15票、これに準じる投票が1票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・平山のりゆき 6票（票番号40～45）
- ・小山田ゆきひろ 9票（票番号46～54）

このうち票番号54は、筆圧が弱く不明瞭であるが、視認できたことからこの類型に分類した（町委員会の弁明書においても「小山田ゆきひろ」票として分類している）

- ・小山田ゆきひき 1票（票番号55）
- ・町委員会：無効 県委員会：有効

イ 「平山のりゆき」票（票番号40～45） 「小山田ゆきひろ」票（票番号46～54）について

町委員会は、弁明書において、最判昭和57年3月4日を引用し、特段の事情が認められないから完全混記票として無効と判断したと述べているが、特段の事情が認められない論拠については一切言及していない。そこで、2(4)の判断基準に基づき、3の事情を勘案し、候補者の何人を記載したかを確認し難い、いわゆる完全混記票として無効とするか、それぞれの候補者の名が誤記された投票として有効とするかを検討する。

2(4)のとおり、判例が特段の事情としてあげているのは、主に候補者の氏名の類似性であり、2(4)ア①の判例は、両候補者の名の文字数に2文字と3文字の違いがあり、かつ文字に類似性はないことから、記載された3文字の名に合致する候補者の氏を誤記したのとして有効票とし、②の判例は、両候補者の名の語感（音感）及び外観が類似し、氏に類似性がないことから、氏名の4文字中上位3文字まで（すなわち氏）が合致する候補者の名を誤記したのとして有効票としている。これに対して、イ①②の判例は、候補者を特定するに足りる関連性、類似性が認められないとして無効と判断したものである。

加えて、ア②の判例は、投票記載台の候補者氏名に両候補者が並んで掲示されていたことに言及している。

これらのことを踏まえ、「平山のりゆき」票、「小山田ゆきひろ」票をみると、第1に、氏の「平山」「小山田」は、「山」が共通しているが文字数は異なり類似性は薄い、第2に、名の「ゆきひろ」「のりゆき」は、「ゆき」が共通し、「ひろ」と「のり」についても「ろ」と「り」の子音がラ行で母音は「イ」と「オ」で構成され、語感（音感）が類似し、字形、外観も類似している、第3に、平山候補の通称と「平山のりゆき」票は構成する6文字中4文字が一致し、小山田候補の通称と「小山田ゆきひろ」票は構成する7文字中5文字が一致している、第4に、投票所記載台の氏名掲示は3(2)オのとおり、両候補者が並んで掲示され、見間違いが起きやすい状況にあった、ということが分かる。さらに、「平山」という氏は県北地域で比較的多く見られ、選挙人にとってなじみがあると考えられるに対し、「小山田」という氏は比較的珍しい氏であり、3で概観したように、疑義票全体を通して、氏の誤記が少ないのに対し、名の誤記や誤記訂正が多く存在していることは、選挙人が投票する候補者を記憶するに際して氏を重視していることがうかがえる。これらを総合的に勘案すれば、判例のいう「特段の事情」は十分に認められるから、票番号40～54は、それぞれの候補者の名を誤記したのとして有効票と判断する。

なお、平成30年7月25日東京高裁判決では、「名よりも氏の方を優先させる規定は公選法の中に存在せず、一般的に選挙人が名よりも氏に着目しこれを重視するとまでは言えない」としているが、その事案は名に表示上も語感（音感）上も類似性が認められず、氏も格別特殊で他の氏と明らかに区別される希少かつ特徴的なものであるといえない事案であり、本件とは前提となる事情が異なるものである。

ウ 「小山田ゆきひき」票（票番号55）について

末尾の記載が「き」「ろ」のいずれとも判読し難いが、どちらにしても、イで述べたように、小山田候補の名を誤記したのとして小山田候補の有効票と判断する。

(3) 類型3

ア 平山候補又は小山田候補の氏及び名の前半2文字までが正確に記載され、名の後半2文字が相手候補の名に使われている文字となっている投票が6票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・平山ゆきのり 4票 (票番号56～59)
- ・小山田のりひろ 2票 (票番号60～61)
- ・町委員会：有効 県委員会：有効

イ いずれの投票も、候補者の氏から名の上位2文字までが候補者の氏名に一致しており、名の下位2文字が相手候補の名を構成する要素となっている投票である。名の下位2文字に相手候補の名を構成する文字が使われているとしても、氏から名の上位2文字までの一連の文字が正確に記載されていることから、選挙人の意思は明確であり、それぞれ両候補者の名の誤記として有効票と判断する。

(4) 類型4

ア 氏又は名の記載はいずれの候補者にも一致しないが、平山候補及び小山田候補の氏又は名を構成する文字により構成されている投票が1票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・山田ひろのり 1票 (票番号62)
- ・町委員会：無効 県委員会：無効

イ 本投票は、両候補者の氏名の構成要素のうち、平山候補の6文字中、「山」と「ひろ」の3文字、小山田候補の7文字中「山田」と「のり」の4文字が一致しているが、いずれの候補の氏又は名と一致していない。また、字数をみると、平山候補の「漢字2文字の氏とひらがな4文字の名」に一致しているが、小山田候補の特徴ある氏の連続する2文字「山田」が記載されている。

このように記載内容を考察しても、選挙人がいずれの候補者へ投票しその意思を特定したかを推測することはできないから、何人を記載したかを確認し難く、無効と判断する。

(5) 類型5

ア 名と思われる記載は候補者のいずれにも一致しないが、平山候補及び小山田候補の名を構成する文字により構成されている票が1票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・ひろゆき 1票 (票番号63)
- ・町委員会：有効 県委員会：有効

イ 本投票は、ひらがな4文字からなる記載で、両候補者の名「ゆきひろ」「のりゆき」の構成要素のうち、平山候補は4文字すべてが一致、小山田候補は4文字中2文字が一致しており、その語順をみると、平山候補の名の逆順となっており、小山田候補の名とは下位2文字の語順が一致している。

このことからすると、平山候補の名を逆順に誤記したものか、小山田候補の名の上位2文字を誤記したものかが問題となるが、3に述べたとおり、町長選挙では、「ゆきひろ」を「ひろゆき」と誤記したものや誤記訂正したものが多いことを勘案すれば、平山候補の名を逆順にした誤記したものとみることが相当であるから、平山候補の有効票と判断する。

(6) 類型6

ア 同日に執行された補欠選挙候補者の氏又は名と混記がみられる投票が3票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・ひらいでゆきひろ 1票 (票番号64)
- ・ひらやま文宏 1票 (票番号65)
- ・ひらいでふみひろ(点字) 1票 (票番号66)
- ・票番号64 町委員会：無効 県委員会：有効
- ・票番号65・66 町委員会：無効 県委員会：無効

イ 「ひらいでゆきひろ」(票番号64)「ひらやま文宏」(票番号65)について

これら2票は、町長選挙の平山候補の氏名を誤記したものか、補欠選挙候補者平出文宏(以下「平出候補」という。)、通称「ひらいで文宏」の氏名を誤記したものか、あるいは両候補者の氏名を混記したものが問題となる。

両候補者の氏名(通称)を比較すると、文字においては、平山候補は「氏が漢字で名がひらがな」、平出候補は「氏がひらがなで名が漢字」の違いがあり、共通の文字はなく、近似性はないが、その読みを比較すると「ひらやまゆきひろ」「ひらいでふみひろ」となり、両候補者の8文字中4文字が共通で、語順も一致し、語感(音感)も近似していることから、誤記が起りやすいといえる。

ところで、投票記載台の氏名掲示に漢字で表示された氏又は名を、ひらがなで投票用紙に記載する選挙人は比較的多く存在するが、その逆にひらがな表示されたものを漢字で記載する選挙人は少なく、その場合は記憶に従って記載するから読み的一致する別な漢字に誤記する例がみられる。類型9におい

て、平山候補の名を「幸広」「幸弘」などと記載した投票がみられるのがその一例である。

これらのことを勘案すると、「ひらいでゆきひろ」票は、平山候補の氏名のひらがな表記「ひらやまゆきひろ」に8文字中6文字まで語順も含めて一致しているから、平山候補の氏名をひらがなで記載しようとして誤記したとみるのが相当であり、平山候補の有効票と判断する。

一方、「ひらやま文宏」票は、平出候補の名が漢字で力強く明確に記載されていることからして、選挙人の平出候補への投票意思は明確であり、平出候補の通称のひらがなの氏「ひらいで」を記載しようとして「ひらやま」と誤記した投票とみるのが相当であり、法第68条第1項第2号のいわゆる別人投票に該当し、無効と判断する。

ウ 「ひらいでふみひろ(点字)」(票番号66)

この投票は点字投票であり、点字の凸面は投票用紙の裏面に打刻されている。裏面の点字は投票用紙の上辺から下辺に向けて上辺を右として下辺の左へ横書きされており、1文字目は点字の打刻がわずかにずれているが「ひらいでふみひろ」と判読しうるので、平出候補の氏名を記載したことは明確であるから、無効と判断する。

(7) 類型7

ア 平山候補又は小山田候補の氏名が正確に記載されているが、他事が記載された投票が2票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・平山候補関係 投票用紙の注意事項欄の数字に○の記載 1票 (票番号67)
- ・小山田候補関係 氏名記載欄の脇に「少しましかな」との記載 1票 (票番号68)
- ・票番号67 町委員会：有効 県委員会：無効
- ・票番号68 町委員会：無効 県委員会：無効

イ 票番号67は、投票用紙の候補者氏名欄のほか右欄外に印刷された注意の頭柱数字「一」を「○」で囲んだものであり、票番号68は、投票用紙の候補者氏名欄のほか右欄外に「少しましかな」又は「少しましかる」と記載したものであり、2(3)のとおり、いずれも意識的に他事を記載したものと認められるから法第68条第1項第6号に該当し、無効と判断する。

(8) 類型8

ア 他事(敬称、句読点、ふりがななど)が記載された投票が70票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・平山候補関係 35票(票番号69~103)
- ・小山田候補関係 35票(票番号104~138)
- ・町委員会：有効 県委員会：有効

イ 票番号69から73及び票番号104から108は、「様」、「さん」、「ちゃん」、「氏」といった敬称の類が記載されたものであり、法第68条第1項第6号但し書きの敬称の類を記入したものに該当し、両候補者の有効票と判断する。

ウ 票番号74から94及び票番号109から124は、運筆の過程で不用意に記載された句読点の類に該当し、両候補者の有効票と判断する。

エ 票番号95から103及び票番号125から138については、ふりがなを記載したものであり、最判昭和31年7月19日判決において、いわゆる他事記載として無効とすべきではないと判示されているものに該当し、両候補者の有効票と判断する。

(9) 類型9

ア 平山候補又は小山田候補の氏が正確に記載されているが、名に一部誤記又は脱字がみられる投票が71票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・平山候補関係 52票 (票番号139~190)
- ・小山田候補関係 19票 (票番号191~209)
- ・町委員会：有効 県委員会：有効

イ 本類型については、両候補者の氏は正確に記載されており、名の記載に一部誤記又は脱字が認められるが、選挙人の投票意思は明確と考えられるから、いずれも両候補者の有効票と判断する。なお、選挙人に比較的なじみのない「ゆきひろ」の名の誤記が多い傾向がみられた。

(10) 類型10

ア 平山候補又は小山田候補の名が正確に記載され、それぞれの氏の記載に誤記又は脱字がみられる投票が22票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・平井ゆきひろなど 3票 (票番号210~212)
- ・小山のりゆきなど 19票 (票番号213~231)
- ・町委員会：有効 県委員会：有効

イ 本類型については、両候補者の名は正確に記載されており、氏の記載に一部誤記又は脱字が認めら

れるが、選挙人の投票意思は明確と考えられるから、いずれも両候補者の有効票と判断する。なお、選挙人に比較的なじみのない「小山田」との氏の誤記が多い傾向がみられた。

(11) 類型11

ア 一度書いた文字を訂正した上で、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名を正確に記載した投票が179票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・平山候補関係 103票 (票番号232～334)
- ・小山田候補関係 76票 (票番号335～410)
- ・町委員会：有効 県委員会：有効

イ 本類型は、記載した文字を線などで抹消し、書き直したものであり、訂正後の氏名は正しく記載されている。抹消については、2(3)のとおり、有意な他事記載に該当しないため、両候補者の有効票と判断する。

なお、3に記載のとおり、平山候補の103票のうち、42票は「ひろゆき」「ひろゆ」「ひろ」「ひ」と書きかけて抹消、訂正しており、「ゆきひろ」と「ひろゆき」に類するものの混同が多いことが確認された。また、小山田候補の76票のうち、21票は「ゆきひろ」「ゆきのり」「ゆき」「ゆ」と書きかけて抹消、訂正しており、両候補者間の名の混同も多いことが確認された。

(12) 類型12

ア くずし字、悪筆、乱筆だが、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名が正確に記載されていると判読しうる投票が246票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・平山候補関係 109票 (票番号411～519)
- ・小山田候補関係 137票 (票番号520～656)
- ・町委員会：有効 県委員会：有効

イ 本類型については、全体的に字形の乱れはあるものの、いずれも容易に判読が可能で候補者を特定できるから、両候補者の有効票と判断する。

(13) 類型13

ア 笠間候補の氏名の一部誤記などが9票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・笠間候補の氏名の一部誤記など 9票 (票番号657～665)
- ・町委員会：有効 県委員会：有効

イ 笠間候補にかかる投票のうち、氏名の記載に一部誤記等がみられるものであるが、いずれも投票の効力に影響するものではないので、笠間候補の有効票と判断する。

(14) 類型14

ア 票番号666は、複数の候補者の氏が記載され、あわせて他事も記載されているもので、明らかな無効と判断する。

イ 票番号667～669の3票は、記載内容を視認することが不可能又は記載内容が不明なものであり無効と判断する。

ウ いずれも町委員会も無効と判断している。

(15) 類型15

ア 平山候補又は小山田候補の氏又は名が正確に記載されている投票が121票確認された。その内訳、町委員会の決定、県委員会の判断は次のとおりである。

- ・平山候補関係 3票 (票番号670～672)
- ・小山田候補関係 118票 (票番号673～790)
- ・町委員会：有効 県委員会：有効

イ 本類型は、県開披調査において、主に立会人の求めに応じて疑義票として抽出した投票であるが、県開披調査の実施に当たり県委員会が抽出の目安として設定した基準(第3 3(2)ア)によれば明らかな有効票に該当するものであり、いずれも各候補の氏又は名が正確に記載されていることが確認できるから両候補者の有効票と判断する。

5 県開披調査の結果

投票の区分	町選挙会	町委員会決定	県委員会裁決	県裁決一町決定
平山幸宏の有効投票	5, 099票	5, 099票	5, 104票	5票増
小山田典之の有効投票	5, 098票	5, 096票	5, 106票	10票増

笠間信一郎の有効投票	229票	229票	229票	
無効投票	140票	142票	127票	15票減
計	10,566票	10,566票	10,566票	

6 選挙運動用ポスターの掲示及び選挙運動用自動車の使用について

(1) 認定した事実

町委員会から提出された弁明書、物件及び県委員会の質問に対する回答、平山候補から提出された物件及び県委員会の質問に対する回答、加藤候補から提出された物件及び県委員会の質問に対する回答などから次の事実を認定した。

ア 加藤候補が掲示した選挙運動用ポスター等

加藤候補が補欠選挙の選挙運動用に作成、使用したポスター（以下「本件ポスター」という。）には、加藤候補が補欠選挙の候補者である旨とともに、加藤候補の氏名、顔写真、政策やスローガンの類とともに、紙面全体の7分の1程度下部に「那須町議会議員補欠選挙は「かとう真理」町長選挙は「平山ゆきひろ」に！！」との表示がなされていた。

本件ポスターは、町委員会が法第144条の2第8項の規定に基づき補欠選挙のために設置したポスター掲示場127か所の加藤候補の区画に、補欠選挙告示日の令和8年3月17日から順次掲示され、同年3月22日の選挙期日まで掲示されていた。

なお、町委員会は同日に執行された町長選挙についても同じくポスター掲示場を127か所設置しており、平山候補の区画には平山候補が選挙運動用に作成したポスターが同じ期間掲示されていた。

さらに、加藤候補は、本件ポスターと同じデザインの補欠選挙に係る選挙運動用ビラを作成し、町委員会に届け出た上で、町委員会から交付された補欠選挙用の証紙1,600枚を貼付して頒布していた。

イ 平山候補及び加藤候補の選挙運動用自動車及び拡声機の使用

平山候補は町長選挙において選挙運動用自動車1台と拡声機1式を使用した。加藤候補は補欠選挙において固有の選挙運動用自動車は使用していない。

ウ 平山候補と加藤候補の街頭における相互応援

平山候補と加藤候補は、選挙運動期間中、平山候補の選挙運動用自動車に積載した拡声機を使用し、街頭において相互に応援演説を複数回行っていた。応援演説に当たっては、両候補者とも法第164条の5第2項に基づき町委員会が交付した標旗を掲げていた。

(2) 認定した事実についての判断

ア 加藤候補が掲示した選挙運動用ポスター等について

法第144条の2第8項の規定に基づき条例で定めるところによりポスター掲示場を設けた市町村の議会の議員及び長の選挙においては、法第143条第4項の規定により、設置されたポスター掲示場ごとに候補者1人につきそれぞれ1枚を限り掲示するほかは、これを掲示することができない。

町は、那須町長及び那須町議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和61年条例第18号）を定めており、町長選挙の選挙運動用ポスターは、町委員会が設置したポスター掲示場に1枚に限って掲示することができるものであり、それ以外の場所には町長選挙に係るポスターを掲示できない。

加藤候補が作成、掲示した本件ポスターに表示されていた「町長選挙は「平山ゆきひろ」に！！」との文言は、選挙人に対して平山候補への投票を呼びかける目的であることは明確であるから、本件ポスターは、補欠選挙の候補者である加藤候補の選挙運動用ポスターと町長選挙の候補者である平山候補の選挙運動用ポスターとしての性格を併せ持つものといえる。

したがって、本件ポスターが、町長選挙のためのポスター掲示場ではなく、補欠選挙のポスター掲示場に掲示されていたことは、町長選挙に係る選挙運動として法第143条第4項に違反していたと認められる。

この点について、町委員会は弁明書において、町委員会には個別の選挙運動にかかる違法性を認定する権限はない旨を主張するが、法第147条が「法第143条第4項に違反する文書図画があると認めるときは、都道府県選挙管理委員会又は市町村選挙管理委員会は、あらかじめ所管警察署に通報した上で、撤去を命じることができる」と規定している趣旨を鑑みれば、違法性が認められる本件ポスターの掲示を認知した時点で法に則って対応すべきだったといえる。

なお、法第178条の3には、選挙運動の制限の例外として、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者がその選挙運動を主としながら比例代表選出議員選挙の選挙運動を従として行うような、「一の選挙運動が他にわたること」が例外的に認められる旨が規定されているが、町長選挙と町議会議員選挙はこの例外の対象ではない。

また、選挙運動用ビラについても、町長選挙に係る選挙運動用として町委員会に届け出た上で交付された証紙を貼付して頒布していないのだから、本件ポスターと同様の理由で法第142条第7項に違反していたと認められる。

イ 選挙運動用自動車及び拡声機の使用並びに街頭演説

法第141条第1項の規定により、町長選挙及び補欠選挙のいずれの候補者も、自動車1台及び拡声機1そろいを使用することができる。また、法第164条の5第1項第1号の規定により、町長選挙及び補欠選挙のいずれの候補者も同条第2項に基づき町委員会が交付した標旗を掲げれば、街頭演説を行うことができるし、街頭演説においては、自動車及び拡声機を使用することができる。

アのとおり、町長選挙及び補欠選挙においてはそれぞれの選挙の選挙運動に「わたる」ことはできないが、町長選挙の候補者が行う街頭演説において、補欠選挙の候補者が町長選挙の選挙運動の応援弁士として演説すること自体を規制する法の規定は見当たらないし、町長選挙の候補者が通常使用している自動車及び拡声機を補欠選挙の候補者が自身の選挙運動のために一時的に借り受けて街頭演説を行うことについても、自動車及び拡声機の数の制限に反しない限りにおいて、規制する法の規定は見当たらない。その逆も同様である。

このことから、平山候補と加藤候補が街頭演説において相互に応援を行ったことは法の規定に明確に違反するとはいえない。

(3) 当選の効力についての県委員会の判断

法第251条は「当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は無効とする」旨を定め、判例では、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められていることに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪により刑に処されることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該選挙人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」(平成4年12月17日名古屋高裁判決)とされている。

よって、加藤候補が掲示した本件ポスターが法に違反していると認められるとしても、平山候補が法に掲げる刑に処せられた事実は認められないから、平山候補の当選を無効とする理由とはならない。

(4) 選挙の効力についての県委員会の判断

白井申立人は、「両候補者の上記の行為が選挙の公正を害したのではないかと主張しており、法第209条第1項は「当選の効力に関する審査の申立てがあった場合においても、その選挙が法第205条第1項の場合に該当するときは、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない」旨を定めているため、選挙の効力について判断する。

法第205条第1項は「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、その選挙の全部又は一部の無効を裁決しなければならない」と定めているが、そこでいう選挙違反とは、専ら「選挙管理委員会が規定に違反した場合」と解されており、町委員会が本件ポスターについて撤去命令を行わなかったことをもって規定違反とまではいえないことから選挙を無効とする理由とはならない。

第6 結論

以上のとおり、白井申立人が申し立てている理由は、平山候補の当選を無効とする理由とは認められないが、若松申立人の申立てを受けて実施した県開披調査の結果、小山田候補の得票数が、平山候補の得票数を2票上回ることとなったので、原決定1及び原決定2を取消し、平山候補の当選を無効とする。

よって、県委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8(2026)年6月11日

栃木県選挙管理委員会

委員長 金 田 尊 男

委員 青 田 賢 之

委員 松 永 安 優 美

委員 杉 田 明 子

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服がある者は、県委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

添付資料1 疑義票の概要

添付資料2 疑義票の一覧

添付資料3 投票記載台の氏名表示

添付資料1

抽出した疑義票の概要

類型	票数	記載内容	票数	記載内容	票数
1 氏名記載で名が逆順	39	平山ひろゆき	33	小山田ゆきのり	6
2 氏名記載で名が相手候補に一致	16	平山のりゆき	6	小山田ゆきひろ	9
				小山田ゆきひき	1
3 氏名記載で名が相手候補に近似	6	平山ゆきのり	4	小山田のりひろ	2
4 氏名記載でいずれも誤記	1	山田ひろのり	1		
5 名のみ記載で誤記	1	ひろゆき	1		
6 町議補選候補者との混記	3	ひらいでゆきひろ	1	ひらやま文宏	1
		ひらいでふみひろ (点字)	1		
7 他事記載	2	注意事項欄に○の記載	1	少しましかなの記載	1
8 他事記載(敬称 句読点 ふりがな)	70	敬称の類	10	句読点等	37
		ふりがな	23		
9 氏名記載で名が誤記脱字	71	平山ゆきしろ	6	小山田のり	1
		平山ゆきろ	3	小山田のゆき	2
		平山ゆひろ	2	小山田りゆき	4
		平山ゆき ほか	7	小山田のりひさ ほか	8
		平山ゆさひろ ほか	7	小山田ゆりゆき	1
		平山よしひろ	1		
		平山きひろ ほか	4		
		平山ひろ ほか	10		
		平山幸広	10	小山田典行 ほか	3
		平山幸弘	2		
10 氏名記載で氏が誤記脱字	22	平井ゆきひろ ほか	3	小山のりゆき	10
				小田山のりゆき	1
				こやまたのりゆき	5
				おやまだのりゆき	2
				ふ山田のりゆき	1
11 訂正後に氏名を正確に記載	179	平山ひろゆき 訂正	9	小山田ゆきひろ 訂正	1
		平山ひ・・・ 訂正	33	小山田ゆ・・・ 訂正	20
		平山の・・・ 訂正	10	小山田ひ 訂正	3
		補選候補者名訂正	1	候補者訂正	7
		その他の訂正	95		
12 くずし字、悪筆、乱筆	246				
13 笠間候補関連	9				
14 その他	4	複数名記載	1	判読不能	3
15 氏又は名のみが正確に記載	121	平山 又は ゆきひろ	3	小山田 又は のりゆき	118
疑義票 総数	790				

類型1

平山候補又は小山田候補の氏が正確に記載され、それぞれの名が逆順に記載された投票

票番号33 町委員会：有効 県委員会：無効

票番号34～39 町委員会：有効 県委員会：有効

33	34	35	36	37	38	39

類型2

平山候補又は小山田候補の氏が正確に記載され、名の部分に相手候補の名が正確に記載された投票及びこれに準じる投票

票番号40～45 町委員会：無効 県委員会：有効

票番号46～54 町委員会：無効 県委員会：有効

票番号55 町委員会：無効 県委員会：有効

40	41	42	43	44	45	46	47
48	49	50	51	52	53	54※	55

※票番号54は筆圧が弱く不明瞭であるが、肉眼で見ると小山田ゆきひろと視認できる。

類型 3

平山候補又は小山田候補の氏及び名の前半 2 文字までが正確に記載され、名の後半 2 文字が相手候補の名に使われている文字となっている投票

票番号：56～59 町委員会：有効 県委員会：有効
 票番号：60～61 町委員会：有効 県委員会：有効

56	57	58	59	60	61

類型 4

氏又は名の記載はいずれの候補者にも一致しないが、平山候補及び小山田候補の氏又は名を構成する文字により構成されている投票

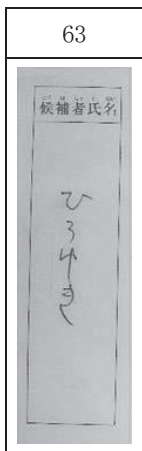
票番号：62 町委員会：無効 県委員会：無効

62

類型5

名と思われる記載は候補者のいずれにも一致しないが、平山候補及び小山田候補の名を構成する文字により構成されている投票

票番号：63 町委員会：有効 県委員会：有効



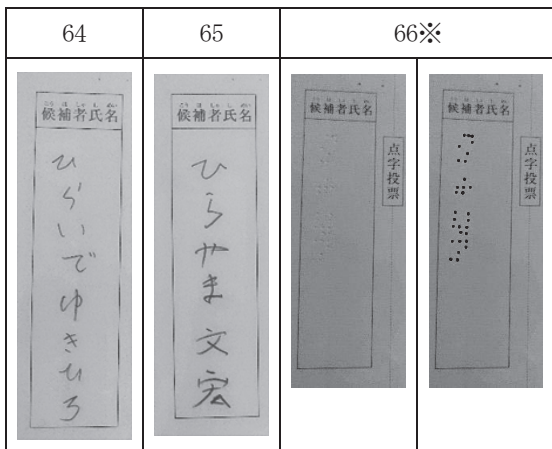
類型6

同日に執行された補欠選挙候補者の氏又は名と混記がみられる投票

票番号：64 町委員会：無効 県委員会：有効

票番号：65 町委員会：無効 県委員会：無効

票番号：66 町委員会：無効 県委員会：無効



※票番号 66 の右票は点字部分を黒点表示したものである。裏面に打たれているため、反転させると、ひろいでふみひろと判読できる。

類型 7

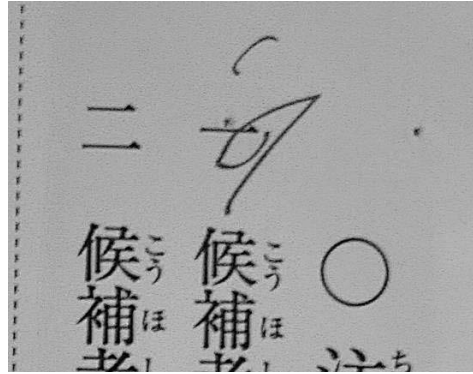
平山候補又は小山田候補の氏名が正確に記載されているが、他事が記載された投票

票番号：67 町委員会：有効 県委員会：無効

票番号：68 町委員会：無効 県委員会：無効

票番号 67 拡大図

67	68



類型 8

他事（敬称、句読点、ふりがななど）が記載された投票

票番号：69～84 町委員会：有効 県委員会：有効

69	70	71	72	73	74	75	76
77	78	79	80	81	82	83	84

類型8

他事(敬称、句読点、ふりがななど)が記載された投票

票番号: 85~103 町委員会: 有効 県委員会: 有効

票番号: 104~108 町委員会: 有効 県委員会: 有効

85	86	87	88	89	90	91	92
候補者氏名 平山幸宏	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ
93	94	95	96	97	98	99	100
候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ
101	102	103	104	105	106	107	108
候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 平山ゆきひろ	候補者氏名 小山田のりゆき様	候補者氏名 小山田のりゆき様	候補者氏名 小山田のりゆき様	候補者氏名 小山田のりゆき様	候補者氏名 小山田のりゆき様

類型9

平山候補又は小山田候補の氏が正確に記載されているが、名に一部誤記又は脱字がみられる投票

票番号：171～190 町委員会：有効 県委員会：有効

票番号：191～194 町委員会：有効 県委員会：有効

171	172	173	174	175	176	177	178
179	180	181	182	183	184	185	186
187	188	189	190	191	192	193	194

類型9

平山候補又は小山田候補の氏が正確に記載されているが、名に一部誤記又は脱字がみられる投票
票番号：195～209 町委員会：有効 県委員会：有効

195	196	197	198	199	200	201	202
203	204	205	206	207	208	209	

類型10

平山候補又は小山田候補の名が正確に記載され、それぞれの氏の記載に誤記又は脱字がみられる投票
票番号：210～212 町委員会：有効 県委員会：有効
票番号：213～217 町委員会：有効 県委員会：有効

210	211	212	213	214	215	216	217

類型 10

平山候補又は小山田候補の名が正確に記載され、それぞれの氏の記載に誤記又は脱字がみられる投票
票番号：218～231 町委員会：有効 県委員会：有効

218	219	220	221	222	223	224	225
226	227	228	229	230	231		

類型 11

一度書いた文字を訂正した上で、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名を正確に記載した投票
票番号：232～239 町委員会：有効 県委員会：有効

232	233	234	235	236	237	238	239

類型 11

一度書いた文字を訂正した上で、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名を正確に記載した投票票番号：264～287 町委員会：有効 県委員会：有効

264	265	266	267	268	269	270	271
272	273	274	275	276	277	278	279
280	281	282	283	284	285	286	287

類型 11

一度書いた文字を訂正した上で、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名を正確に記載した投票
票番号：288～311 町委員会：有効 県委員会：有効

288	289	290	291	292	293	294	295
候補者氏名 平山 イ ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 ひら やま ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ
296	297	298	299	300	301	302	303
候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 幸宏	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ
304	305	306	307	308	309	310	311
候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山	候補者氏名 平山 幸宏	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ	候補者氏名 平山 ゆきひろ

類型 11

一度書いた文字を訂正した上で、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名を正確に記載した投票票番号：336～359 町委員会：有効 県委員会：有効

336	337	338	339	340	341	342	343
344	345	346	347	348	349	350	351
352	353	354	355	356	357	358	359

類型 11

一度書いた文字を訂正した上で、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名を正確に記載した投票票
 票番号：360～383 町委員会：有効 県委員会：有効

360	361	362	363	364	365	366	367
368	369	370	371	372	373	374	375
376	377	378	379	380	381	382	383

類型 11

一度書いた文字を訂正した上で、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名を正確に記載した投票票番号：384～407 町委員会：有効 県委員会：有効

384	385	386	387	388	389	390	391
392	393	394	395	396	397	398	399
400	401	402	403	404	405	406	407

類型11

一度書いた文字を訂正した上で、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名を正確に記載した投票
票番号：408～410 町委員会：有効 県委員会：有効

408	409	410

類型12

くずし字、悪筆、乱筆だが、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名が正確に記載されていると判読し
うる投票

票番号：411～426 町委員会：有効 県委員会：有効

411	412	413	414	415	416	417	418
419	420	421	422	423	424	425	426

類型12

くずし字、悪筆、乱筆だが、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名が正確に記載されていると判読しうる投票

票番号：499～519 町委員会：有効 県委員会：有効


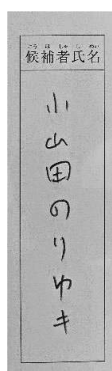
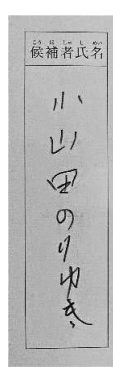
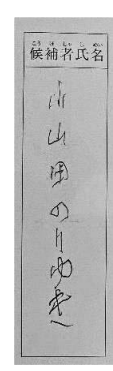
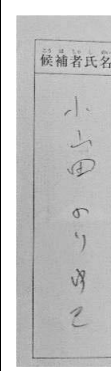
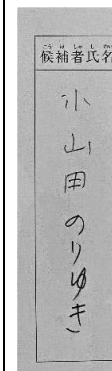
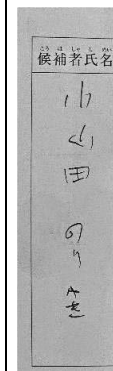
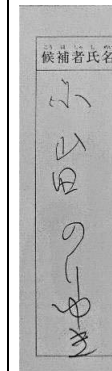

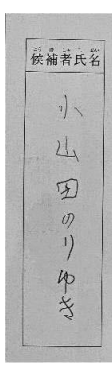


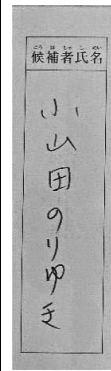
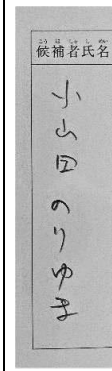
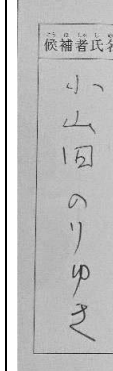
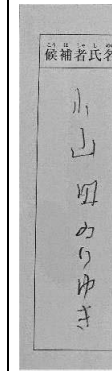
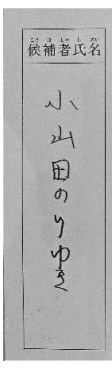
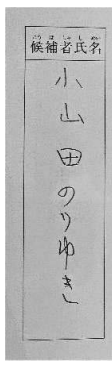
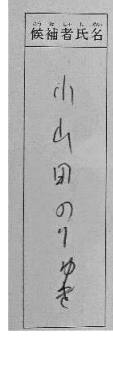
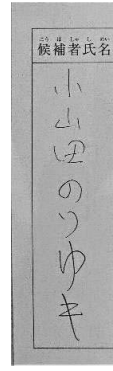
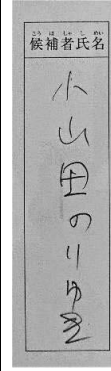
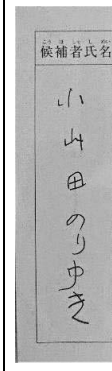
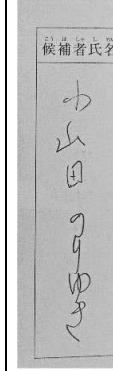
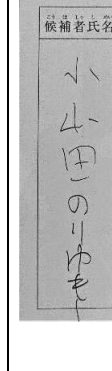
票番号：520～522 町委員会：有効 県委員会：有効

499	500	501	502	503	504	505	506
507	508	509	510	511	512	513	514
515	516	517	518	519	520	521	522

類型12

くずし字、悪筆、乱筆だが、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名が正確に記載されていると判読しうる投票

票番号：571～594 町委員会：有効 県委員会：有効

571	572	573	574	575	576	577	578
							
579	580	581	582	583	584	585	586
							
587	588	589	590	591	592	593	594
							

類型 12

くずし字、悪筆、乱筆だが、平山候補又は小山田候補の氏名又は氏又は名が正確に記載されていると判読しうる投票

票番号：643～656 町委員会：有効 県委員会：有効

643	644	645	646	647	648	649	650
651	652	653	654	655	656		

類型 13

笠間候補の氏名の一部に誤記などがみられる投票

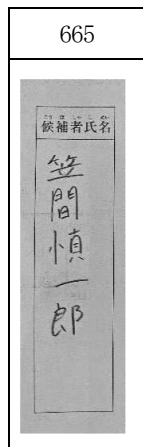
票番号：657～664 町委員会：有効 県委員会：有効

657	658	659	660	661	662	663	664

類型 13

笠間候補の氏名の一部に誤記などがみられる投票

票番号：665 町委員会：有効 県委員会：有効



類型 14

判読不能などその他の投票

票番号：666 町委員会：無効 県委員会：無効

票番号：667～669 町委員会：無効 県委員会：無効

666	667	668	669

類型15

平山候補又は小山田候補の氏又は名が正確に記載されている投票

票番号：670～672 町委員会：有効 県委員会：有効

票番号：673～693 町委員会：有効 県委員会：有効

670	671	672	673	674	675	676	677
678	679	680	681	682	683	684	685
686	687	688	689	690	691	692	693

類型 15

平山候補又は小山田候補の氏又は名が正確に記載されている投票

票番号：766～790 町委員会：有効 県委員会：有効

766	767	768	769	770	771	772	773
候補者氏名 小山田	候補者氏名 小山田	候補者氏名 小山田	候補者氏名 山田	候補者氏名 小山田	候補者氏名 小山田	候補者氏名 ニヤまた	候補者氏名 ニヤまた
774	775	776	777	778	779	780	781
候補者氏名 ニヤまた	候補者氏名 ニヤまた	候補者氏名 ニヤまた	候補者氏名 ニヤまた	候補者氏名 ニヤまた	候補者氏名 ニヤまた	候補者氏名 ニヤまた	候補者氏名 ニヤまた
782	783	784	785	786	787	788	789
候補者氏名 のりゆま	候補者氏名 のりゆま	候補者氏名 のりゆま	候補者氏名 のりゆま	候補者氏名 のりゆま	候補者氏名 のりゆま	候補者氏名 のりゆま	候補者氏名 のりゆま
790							
候補者氏名 のりゆま							

添付資料3

令和八年三月二十二日執行
那須町長選挙候補者

党 派	(ふ り が な) 氏 名
無 所 属	こ や ま だ 小 山 田 の り ゆ き
無 所 属	ひ ら や ま 平 山 ゆ き ひ ろ
無 所 属	か さ ま し ん い ち ろ う 笠 間 慎 一 郎

※投票用紙には、候補者の氏名以外は書かないこと。

栃木県選挙管理委員会告示第29号

令和8年3月22日執行の那須町議会議員補欠選挙における当選の効力に関し、栃木県那須郡那須町 白井学から提起された審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和8(2026)年6月12日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男
裁 決 書

栃木県那須郡那須町

審査申立人 白井 学

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和8年5月14日付けで提起された令和8年3月22日執行の那須町議会議員補欠選挙（以下「補欠選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、栃木県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

第1 審査の申立ての趣旨及び理由

申立人は、補欠選挙における当選人加藤真理（以下「加藤候補」という。）の当選の効力に関する異議の申出について、那須町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が令和8年4月23日付けで行った上記異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を不服として、県委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、加藤候補の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てた。

理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 加藤候補の選挙運動用ポスターに「那須町長選挙は平山ゆきひろに！！」との文言が表示され、それが投開票日まで掲示されていたことは違法ではないか。
- (2) 令和8年3月22日執行の那須町長選挙（以下「町長選挙」という。）の当選人平山幸宏（以下「平山候補」という。）の選挙運動用自動車を用いて平山候補と加藤候補が相互に投票の呼びかけをしていたことは違法な選挙運動に該当するのではないか。
- (3) この違法な選挙運動により、公正な選挙が害されたのではないか。

第2 審査の申立ての経緯等について

申立人は、令和8年4月3日付けで補欠選挙の効力について異議を申し出たが、町委員会は申立人に申出の趣旨を確認したうえで申出内容の補正を求め、申立人はこれに応じ、同年4月8日、当該異議申出書を補欠選挙の当選の効力について当選人の加藤候補の当選を無効とする旨に補正した。

町委員会は、補正後の異議の申出にかかる内容を審理し、当選を無効とする理由はないとして、同年4月23日に異議の申出を棄却した。

第3 審理の経過について

県委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め、令和8年5月14日にこれを受理した。

審理に当たっては、公職選挙法（以下「法」という。）第216条第2項において準用する行政不服審査法（以下「行審法」という。）の各規定に基づき、利害関係人の審理への参加を求めるとともに、町委員会に弁明書の提出を求め、当該弁明書を申立人に送付し反論書を提出する機会を付与し、さらに、町委員会等に対して物件の提出を求め、書面により質問するなど、以下のとおり審理を進めた。

なお、利害関係人の審理への参加要求、弁明書の提出要求、反論書又は意見書の提出機会の付与、物件提出要求及び質問については、迅速かつ効率的な審理のため、法第216条第2項で準用する行審法第39条に基づき、申立人から別に審査の申立てがあった町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てと審理手続を併合した。

1 利害関係人の参加

町長選挙の候補者の平山候補、補欠選挙の候補者の加藤候補に審理手続への参加を求めた。

2 弁明書、反論書、物件の提出、書面による質問など

5月14日 申立人から審査申立書を受領

5月21日 町委員会に弁明書、物件(会議録、ポスター関連資料など)の提出を要求

同日 町委員会に平山候補及び加藤候補の選挙運動について質問

同日 申立人に加藤候補と平山候補の相互応援にかかる物件の提出を要求し、あわせて、それについて質問

同日 平山候補に選挙運動用自動車にかかる物件の提出を要求し、あわせて、それについて質問

同日 加藤候補に選挙運動用自動車及びポスターにかかる物件の提出を要求し、あわせて、それについて質問

5月26日 町委員会から弁明書、物件、質問への回答を受領

5月27日 申立人及び参加人に弁明書を送付し、反論書又は意見書の提出の機会を付与

同日 申立人に口頭意見陳述の意向はない旨を確認

同日 申立人から物件及び質問への回答を受領

5月28日 平山候補から物件及び質問への回答を受領

6月1日 申立人から反論書を受領し、6月5日に町委員会及び参加人に送付

6月2日 加藤候補から物件及び質問書への回答を受領

3 県委員会での主な審議の経過

5月19日 本件審査申立ての処理方針を決定

6月3日 裁決骨子の審議

6月11日 疑義票の効力及び裁決の審議

第4 町委員会の弁明及び申立人の反論の内容

内容を要約すれば、以下のとおりである。

1 町委員会の弁明の内容

町委員会の決定は、法の規定及び過去の裁判例に照らして適法かつ正当であり、本件決定に違法又は不当な点はない。申立人が主張する、違法性が疑われる選挙運動が公正な選挙を害するものであったかの確認については、町委員会において審理判断する権限がない。また、町委員会の異議申出内容の補正の依頼は適法かつ適正な手続きにより行われ、申立人の申出の趣旨を真意と異なる形に補正するよう求めた事実はない。

2 申立人の反論の内容

申立人は、町長選挙及び補欠選挙において選挙運動として行われた各行為の適法性について、町委員会の判断を求めて、当選無効の異議申出を行ったものである。町委員会は補正後の異議申出書の形式のみを重視し、求めている事項についての判断がなされておらず、審理が尽くされていない町委員会の決定は取り消されるべきである。

第5 県委員会が認定した事実と判断

1 認定した事実

町委員会から提出された弁明書、物件及び県委員会の質問に対する回答、平山候補から提出された物件及び県委員会の質問に対する回答、加藤候補から提出された物件及び県委員会の質問に対する回答などから次の事実を認定した。

(1) 加藤候補が掲示した選挙運動用ポスター等

加藤候補が補欠選挙の選挙運動用に作成、使用したポスター（以下「本件ポスター」という。）には、加藤候補が補欠選挙の候補者である旨とともに、加藤候補の氏名、顔写真、政策やスローガンの類とともに、紙面全体の7分の1程度下部に「那須町議会議員補欠選挙は「かとう真理」町長選挙は「平山ゆきひろ」に！！」との表示がなされていた。

本件ポスターは、町委員会が法第144条の2第8項の規定に基づき補欠選挙のために設置したポスター掲示場127か所の加藤候補の区画に、補欠選挙告示日の令和8年3月17日から順次掲示され、同年3月22日の選挙期日まで掲示されていた。

なお、町委員会は同日に執行された町長選挙についても同じくポスター掲示場を127か所設置しており、平山候補の区画には平山候補が選挙運動用に作成したポスターが同じ期間掲示されていた。

さらに、加藤候補は、本件ポスターと同じデザインの補欠選挙に係る選挙運動用ビラを作成し、町委員会に届け出た上で、町委員会から交付された補欠選挙用の証紙1,600枚を貼付して頒布していた。

(2) 平山候補及び加藤候補の選挙運動用自動車及び拡声機の使用

平山候補は町長選挙において選挙運動用自動車1台と拡声機1式を使用した。加藤候補は補欠選挙において固有の選挙運動用自動車は使用していない。

(3) 平山候補と加藤候補の街頭における相互応援

平山候補と加藤候補は、選挙運動期間中、平山候補の選挙運動用自動車に積載した拡声機を使用し、街頭において相互に応援演説を複数回行っていた。応援演説に当たっては、両候補者とも法第164条の5第2項に基づき町委員会が交付した標旗を掲げていた。

2 認定した事実についての判断

(1) 加藤候補が掲示した選挙運動用ポスター等について

法第144条の2第8項の規定に基づき条例で定めるところによりポスター掲示場を設けた市町村の議会の議員及び長の選挙においては、法第143条第4項の規定により、設置されたポスター掲示場ごとに候補者1人につきそれぞれ1枚を限り掲示するほかは、これを掲示することができない。

那須町は、那須町長及び那須町議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和61年条例第18号）を定めており、町長選挙の選挙運動用ポスターは、町委員会が設置したポスター掲示場に1枚に限って掲示することができるものであり、それ以外の場所には町長選挙に係るポスターを掲示できない。

加藤候補が作成、掲示した本件ポスターに表示されていた「町長選挙は「平山ゆきひろ」に！！」との文

言は、選挙人に対して平山候補への投票を呼びかける目的であることは明確であるから、本件ポスターは、補欠選挙の候補者である加藤候補の選挙運動用ポスターと町長選挙の候補者である平山候補の選挙運動用ポスターとしての性格を併せ持つものといえる。

したがって、本件ポスターが、町長選挙のためのポスター掲示場ではなく、補欠選挙のポスター掲示場に掲示されていたことは、町長選挙に係る選挙運動として法第143条第4項に違反していたと認められる。

この点について、町委員会は弁明書において、町委員会には個別の選挙運動にかかる違法性を認定する権限はない旨を主張するが、法第147条が「法第143条第4項に違反する文書図画があると認めるときは、都道府県選挙管理委員会又は市町村選挙管理委員会は、あらかじめ所管警察署に通報した上で、撤去を命じることができる」と規定している趣旨を鑑みれば、違法性が認められる本件ポスターの掲示を認知した時点で法に則って対応すべきだったといえる。

なお、法第178条の3には、選挙運動の制限の例外として、衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者がその選挙運動を主としながら比例代表選出議員選挙の選挙運動を従として行うような、「一の選挙運動が他にわたること」が例外的に認められる旨が規定されているが、町長選挙と町議会議員選挙はこの例外の対象ではない。

また、選挙運動用ビラについても、町長選挙に係る選挙運動用として町委員会に届け出た上で交付された証紙を貼付して頒布していないのだから、本件ポスターと同様の理由で法第142条第7項に違反していたと認められる。

(2) 選挙運動用自動車及び拡声機の使用並びに街頭演説

法第141条第1項の規定により、町長選挙及び補欠選挙のいずれの候補者も、自動車1台及び拡声機1そろいを使用することができる。また、法第164条の5第1項第1号の規定により、町長選挙及び補欠選挙のいずれの候補者も同条第2項に基づき町委員会が交付した標旗を掲げれば、街頭演説を行うことができる。街頭演説においては、自動車及び拡声機を使用することができる。

アのとおり、町長選挙及び補欠選挙においてはそれぞれの選挙の選挙運動に「わたる」ことはできないが、町長選挙の候補者が行う街頭演説において、補欠選挙の候補者が町長選挙の選挙運動の応援弁士として演説すること自体を規制する法の規定は見当たらないし、町長選挙の候補者が通常使用している自動車及び拡声機を補欠選挙の候補者が自身の選挙運動のために一時的に借り受けて街頭演説を行うことについても、自動車及び拡声機の数の制限に反しない限りにおいて、規制する法の規定は見当たらない。その逆も同様である。

このことから、平山候補と加藤候補が街頭演説において相互に応援を行ったことは、法の規定に明確に違反するとはいえない。

(3) 当選の効力についての県委員会の判断

法第251条は「当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は無効とする」旨を定め、判例では、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められていることに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪により刑に処されることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該選挙人の当選無効訴訟を提起することはできないものといふべきである。」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）とされている。

よって、加藤候補が掲示した本件ポスターが法に違反していると認められるとしても、加藤候補が法に掲げる刑に処せられた事実は認められないから、加藤候補の当選を無効とする理由とはならない。

(4) 選挙の効力についての県委員会の判断

申立人は、「両候補者の上記の行為が選挙の公正を害したのではないかと主張しており、法第209条第1項は「当選の効力に関する審査の申立てがあつた場合においても、その選挙が法第205条第1項の場合に該当するときは、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない」旨を定めているため、選挙の効力について判断する。

法第205条第1項は「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、その選挙の全部又は一部の無効を裁決しなければならない」と定めているが、そこでいう選挙違反とは、専ら「選挙管理委員会が規定に違反した場合」と解されており、町委員会が本件ポスターについて撤去命令を行わなかったことをもって規定違反とまではいえないから選挙を無効とする理由とはならない。

第6 結論

以上のことから、補欠選挙において申立人の主張する当選を無効とする理由がない。

よって、県委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8(2026)年6月11日

栃木県選挙管理委員会
委員長 金田 尊 男
委員 青田 賢 之
委員 松永 安優美
委員 杉田 明 子

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服がある者は、県委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。
